



1. 緑化の適用対象

- ① 開発行為を行う区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満のもの
- ② 中高層建築物や 15 戸以上の建築物の建築
 - ※ ①の場合、戸建分譲の建築は除く
 - ※ 3,000 m²以上の開発の場合、緑化は県の西部環境管理事務所へ届出してください。
⇒市公園みどり課には、県に提出した届出書の写しを提出してください。

【県の窓口】 埼玉県西部環境管理事務所 企画調整担当

住所 川越市新宿町 1-17-17 (ウエスタ川越公共施設棟 4 階)

電話 049-244-1250

2. 緑化する区域の面積

用途地域等	緑化区域の面積
第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	開発区域の面積の 10%以上
近隣商業地域、商業地域	開発区域の面積の 2%以上
用途地域の指定のない区域	開発区域の面積の 20%以上

3. 緑化の方法

【原則】 樹木による緑化	<p>創出する緑化面積 10 m²あたり</p> <p>高木 (成木時の樹高が 3.5m 以上になる樹木) の場合⇒1 本以上 又は 低木 (高木未満の全ての樹木) の場合⇒20 本以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創出した各緑地に対し、できるだけ上記条件を満たしてください。 ・ 高木、低木の混植は可能です。 ・ 真上から見て樹冠で覆われない部分は芝等で覆ってください。
地被類による緑化	<p>緑化面積はその部分に 0.9 を乗じて算出します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽にあたってはその植物で地面が覆われるようにしてください。
駐車場緑化	<p>緑化面積はその部分に 0.5 を乗じて算出します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要緑化面積の 1/2 までを緑化面積として計上できます。 ・ 植栽を保護するための緑化ブロックを使用してください (製品の緑化率に関わらず 0.5 を乗じます)。
屋上緑化	<p>緑化面積はその部分に 0.7 を乗じて算出します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恒常的に緑が保たれるような設備を使用した設計にしてください。 ・ 建物の底上や駐輪場の屋根等に緑化柵等の設備を用いて緑化する場合も含まれます。 ・ 植栽する植物の種類は問いません。

【その他の留意事項】

- できるだけ在来植物を植栽してください。
(参考) 埼玉県 HP 掲載「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」
- 人等が出入りする通路や室外機等の設備機器の設置場所は緑化できません。
- 緑化区域内のフェンス等の工作物の基礎部分や柵部分(概ね直径15cm以上)は緑化面積から控除してください。
- プランター等、可動の容器内における植栽や草本類を植えた花壇、家庭菜園等の常に植栽が入れ替わる場所は緑化面積として計上できません。
- 軒や庇の下については、植物が育たないような著しく日が遮られるような場所でない限りは緑化面積として計上できます。

4. 提出図面

緑化計画図	<ul style="list-style-type: none">・ 緑化部分を緑で着色してください。・ 高木・低木・地被類の区別をし、それぞれの位置や本数、植物名を記載してください。・ 保護する既存樹木の位置や本数、樹種を記載してください。・ 柵等の設備機器の設置場所や通路等を明記してください。・ 全体の緑化面積の総括を記載してください。
緑化求積図	<ul style="list-style-type: none">・ 求積図(三斜求積)と求積表を作成してください。・ 柵等の控除面積も計上してください。・ 文字が小さすぎたり、線と数字が重ならないようにし、細かい部分は部分的に拡大した図を用いる等配慮してください。・ 各緑地の小計は小数点第三位で切り捨て、緑地の合計面積を算出してください。

5. 緑地の完了検査について

完了検査では下記の点について確認します。

- ① 緑地の形状は図面と相違ないか、周り間(内寸)を確認します。
 - ② 樹木の本数や種類が図面と相違ないか、樹木等が枯れていないか、樹冠で覆われない部分は地被類で覆われているか、地被類の密度は十分か、駐車場緑化の場合は保護ブロックが使われているか等の植栽状況の確認をします。
 - ③ 柵等の緑化控除部分の確認をします。
- ※ 完了検査前までに、必ず完成後の緑地の外周寸法を記載した図面を提出してください。
また、当初の図面より変更が生じている場合は、求積図も提出してください。

<お問合せ>

和光市役所 公園みどり課 公園緑地担当

電話：048-424-9132 (直通)

メール：e0700@city.wako.lg.jp



○ 和光市まちづくり条例（緑化部分抜粋）

（緑化）

第42条 開発行為等を行う者は、開発行為等を行う区域内の既存樹木の保護に努めるとともに、規則で定める基準により、緑化するものとする。ただし、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）の規定により緑化を行うときは、この限りでない

○ 和光市まちづくり条例施行規則（緑化部分抜粋）

（緑化）

第21条 条例第42条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緑化する区域（以下「緑化区域」という。）の面積は、次の表の左欄に掲げる用途地域等の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとすること。ただし、一戸建ての住宅の用に供することを目的とする開発行為等を行うときその他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

用途地域等	緑化区域の面積
第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域	開発行為等を行う区域の面積（開発行為等を行う区域内に市の所有となる区域がある場合は、当該区域の面積を除いた面積とする。以下この表において同じ。）の10%以上
近隣商業地域及び商業地域	開発行為等を行う区域の面積の2%以上
用途地域の指定のない区域	開発行為等を行う区域の面積の20%以上

備考

- 用途地域等の区分が2以上にわたる場合における緑化区域の面積は、当該用途地域等の区分に応じ算出したそれぞれの緑化区域の面積を合算した面積とする。
 - 消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令により緑化を行うことができない区域がある場合の開発行為等を行う区域の面積は、当該区域の面積から当該緑化を行うことができない区域の面積を除いた面積とすることができる。
- (2) 緑化の方法は、原則として地面における樹木の植栽によるものとし、10平方メートル当たり高木（成木時の樹高が3.5メートル以上となる樹木をいう。）を1本以上又は低木（高木以外の樹木をいう。次号において同じ。）を20本以上を標準として植栽すること。
- (3) 地面における樹木の植栽が困難な場合における緑化の方法は、地面における芝その他の地被植物の植栽又は建築物の屋上における樹木その他の植物の植栽によるものとし、次に掲げる基準によること。
- ア 地面における芝その他の地被植物の植栽にあつては、当該植物で地面が覆われるよう植栽するものとし、当該植物で覆われた部分の面積に0.9を乗じて得た面積をもって緑化区域の面積とすること。ただし、植栽する場所が駐車場であると

きは、当該植物を保護するための資材を使用して植栽するものとし、当該植物で覆われた部分の面積に0.5を乗じて得た面積（その面積が配置すべき緑化区域の面積の2分の1を超える場合は、当該配置すべき緑化区域の面積の2分の1の面積とする。）をもって緑化区域の面積とすること。

イ 建築物の屋上における樹木その他の植物の植栽にあつては、低木、芝その他の地被植物、コケ類又は多肉性植物類を植栽することを標準とし、植栽する面積に0.7を乗じて得た面積をもって緑化区域の面積とすること。

(4) 樹木の選定に当たっては、開発行為等を行う区域の周辺に対する影響等を考慮すること。

開発行為等事前（小規模開発行為等）協議書添付図書、開発行為等協議書添付図書

項	添付図書	明示すべき事項	備考
30	緑化計画平面図	方位、縮尺、開発行為等を行う区域の境界、緑化区域の位置、保護する既存樹木の位置、本数及び種類、植栽する樹木その他の植物の種類並びに植栽する樹木の本数	
31	緑化求積図	方位、縮尺及び緑化区域の面積	

○ 開発行為等に関する協定締結基準（緑化部分抜粋）

条例第42条関係 緑化の整備に関する基準

1 緑化区域面積の考え方

- (1) 緑化区域面積は、恒常的に緑が保たれる区域の面積とし、人が出入りする通路及び設備機器の設置場所等の緑化できない部分については含めないこと。
- (2) 樹木による植栽をする場合は、緑化区域面積が樹冠で覆われるよう植栽すること。また、樹冠で覆えない部分については、芝等の地被植物で地面が覆われるよう植栽すること。

2 配慮してほしい事項

- (1) 貴重な既存樹木（保存樹木や指定基準を満たしている未指定の木）を、効率追求だけの伐採、不適切な管理による罹病、枯死などから守るため、建築物等の配置や工程の調整、移植などに配慮すること。
- (2) 植栽する樹種の選定には、次を考慮することが望ましい。
 - ア 隣接地やそこでの生活への悪影響を緩和、抑制、防止できる種類とする。
 - イ できるだけ、花が咲き、実がなり良い景観の創出が期待できる種類とする。
 - ウ 常緑と落葉のいずれにも偏らないようにし、落葉樹は隣地との境界から離して植栽する。
 - エ 日の入り方や設備機器等からの影響、土壌の深さなどを考慮し、永続的に緑地として保たれるよう、植栽する植物を選定し、維持管理すること。